

日光市中小企業等電気・ガス料金支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電気及びガスの価格の高騰により事業活動に影響を受けながら事業継続に取り組む中小企業等を支援するため、日光市中小企業等電気・ガス料金支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「中小企業等」という。）は、第4条の規定による申請の日時点において市内の事業所で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）

(2) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。）、企業組合（同法第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人をいい、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等に該当するものを除く。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人以下であるもの

(3) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）又は学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）であって、次のいずれにも該

当するもの

ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する事業を行っていること。

イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、支援金を交付しない。

(1) 日光市物価高騰対策農業者経営支援事業費補助金交付要綱（令和4年日光市告示第114号）の規定による日光市物価高騰対策農業者経営支援事業費補助金の交付を受ける者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(4) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(5) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援金の目的等に照らして適当でないと認める者

（支援金の額等）

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 法人 市内に存する1事業所当たり 5万円

(2) 個人事業主 市内に存する1事業所当たり 2万円

2 この要綱による支援金の交付は、一の中小企業等につき1回限りとする。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日光市中小企業等電気・ガス料金支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の所在地及び主たる事業等が確認できる書類(確定申告書等の写し)
- (2) 申請者本人を証明できる書類(法人にあっては、履歴事項全部証明等の写し、個人事業主にあっては、運転免許証等の写し)
- (3) 複数施設(事業所)の所在を証明する書類(施設(事業所)ごとの位置図や所在一覧又は営業許可証等の写し(複数施設(事業所)をまとめて申請する場合に限る。))
- (4) 振込先口座が確認できる書類(金融機関名、支店等名、口座番号、口座名義等が分かる通帳等の写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに支援金の交付又は不交付を決定し、日光市中小企業等電気・ガス料金支援金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、第5条の規定により支援金の交付決定を受けた者が規則第16条第1項各号に該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した支援金があるときは、規則第19条の規定により返還を命じなければならない。
(報告及び調査)

第7条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

- 2 申請者は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、これに協力しなければならない。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に

基づき交付された支援金については、第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

受付No.	
受付日	令和 年 月 日

日光市長 様

日光市中小企業等電気・ガス料金支援金交付申請書兼請求書

日光市中小企業等電気・ガス料金支援金（以下「支援金」という。）の交付をされるよう、裏面の【誓約書】に誓約の上、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

1 申請者情報

郵便番号		押印
住所又は所在地		
フリガナ		
法人名称（※法人のみ）		
代表者氏名		
連絡先（※日中連絡可能な電話番号）		
申請区分番号（※法人：1，個人：2）		
主たる業種名		常時雇用従業員（※法人のみ） 人
業種コード（※裏面コード表から業種コード記入）		
施設（事業所）名称（※）		
施設（事業所）所在地（※）	日光市	

※複数施設（事業所）がある場合は、主要施設（事業所）の名称、所在地をご記入の上、次の「2 支給申請額」の申請施設数に対象施設（事業所）数及び合算した金額を記入してください。

2 支給申請額

申請種別		申請施設数		申請金額		0	0	0	0	円
------	--	-------	--	------	--	---	---	---	---	---

※申請種別・・・（1：法人 2：個人事業主）でいずれかの番号を記入してください。

申請金額・・・上記申請施設数×（法人：@50,000円 個人事業主：@20,000円）で算出した金額を記入してください。

3 支援金振込先情報（※法人の場合は法人名義のもの、個人事業主の場合は事業者本人名義のものに限る。）

金融機関コード（4桁）		支店コード（3桁）	
金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
預金種類	※左枠に種類番号（1. 普通・2. 当座）をご記入ください。		
口座番号	※左詰めでご記入ください。		
口座名義（カナ）			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載の内容）を記入してください。

4 誓約書

裏面の誓約内容をご確認のうえ、必ず署名押印願います。

注：裏面に続きます。

(裏)

誓 約 書

日光市長 様

私は、日光市中小企業等電気・ガス料金支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 市内の事業所で事業を営み、引き続き市内で事業を継続する意思があります。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しません。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する事業を行っていません。
- 4 この申請書は、本市において支援金の交付を決定したときは、支援金の請求書として取り扱うことに同意します。
- 5 支援金の交付後に支援金の交付決定が取り消されたときは、交付を受けた支援金の全部を返還します。

令和 年 月 日

申請者 住所又は所在地
名称及び
代表者氏名

印

5 添付書類（※各添付書類の詳細は別添の記載例をご確認ください）

- (1) 事業所の所在地及び主たる事業等が確認できる書類（確定申告書等の写し）
- (2) 申請者本人を証明する書類（法人：履歴事項全部証明書等の写し、個人：運転免許証等の写し）
- (3) 複数施設（事業所）所在等を証明する書類（※複数施設（事業所）をまとめて申請する場合のみ：例 施設（事業所）ごとの位置図や所在一覧又は営業許可証等の写し。）
- (4) 申請者の振込口座が確認できる書類（通帳見開きページ等の写し）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

【業種コード表】

（※表面申請者情報「業種コード」については、以下の業種から1つ選択し、数字を記入願います。）

業種コード	大分類名	業種コード	大分類名
1	林業, 水産業	1 1	物品賃貸業
2	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1 2	学術研究, 専門・技術サービス業
3	建設業	1 3	宿泊業
4	製造業	1 4	飲食サービス業
5	電気・ガス・熱供給・水道業	1 5	生活関連サービス業
6	情報通信業	1 6	娯楽業
7	運輸業, 郵便業	1 7	教育, 学習支援業
8	卸売業, 小売業	1 8	医療, 福祉
9	金融業・保険業	1 9	サービス業
1 0	不動産業	2 0	上記に分類されない業種

※日本標準分類を基にした業種分類

申請者 様

日光市中小企業等電気・ガス料金支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日に申請のあった日光市中小企業等電気・ガス料金支援金の交付については、下記のとおり決定したので、日光市中小企業等電気・ガス料金支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

日光市長



記

交付の決定	交付 ・ 不交付
交付決定金額	円
不交付の理由	